

# 建災防神奈川支部ニュース

No.535 令和 2 年 5 月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部  
横浜市中区太田町 2-22 番地 電話 201-8456 FAX201-7735

URL <http://kensaiboukanagawa.com/> E-mail:kensaibou@crux.ocn.ne.jp

厚生労働省から、「令和 2 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）」の文書が通達されましたので、お知らせいたします（令和 2 年 3 月 30 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長・労働衛生課長・化学物質課長連名の通達）。

重点事項が 24 項目あることから、2 回に分けて掲載いたします。

基安安発 0330 第 3 号  
基安労発 0330 第 4 号  
基安化発 0330 第 3 号  
令和 2 年 3 月 30 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安 全 課 長  
労 働 衛 生 課 長  
化 学 物 質 対 策 課 長

令和 2 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業における死亡災害発生状況は、令和元年の死亡者数（3 月 9 日速報）が平成 30 年より 46 人減少し 260 人であるものの、全産業の死亡者数 790 人のうち 32.9%を占めており、死亡災害発生状況を業種別に見ると、依然として建設業の占める割合が高い水準にあることから、建設業について、なお一層の労働災害防止対策を推進することが求められています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところです。

今般、第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年 2 月 28 日厚生労働省策定、平成 30 年 3 月 19 日公示）における計画期間（2018 年 4 月から 2023 年 3 月までの 5 年間）の 3 年度目である令和 2 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について、別添のとおり定めましたので、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分に御配慮された上で、別添を傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜れますよう御協力をよろしくお願いいたします。

別添

令和 2 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

## 1 労働者の安全確保のための対策

### (1) 足場等からの墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が 4 割以上を占めていることから、事業者は、引き続き、墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成 24 年 2 月 9 日付け基安発 0209 第 2 号、平成 27 年 5 月 20 日一部改正）に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に講じること。

## (2) 墜落制止用器具の適切な使用

厚生労働省は、事業者に対して、平成31年2月1日に施行された墜落制止用器具に係る改正安衛則等について、リーフレット等を活用して改正内容の周知を図るとともに、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が間接補助事業者として補助する「既存不適合機械等更新支援補助金」を活用して、中小事業者等の早期の買い換えを積極的に勧奨する。

このため、事業者は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）に基づく措置を適切に講じるとともに、「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）に適合した墜落制止用器具の確保を図ること。なお、中小事業者等は、この場合に「既存不適合機械等更新支援補助金」を活用できるものであること。

## (3) 建設業における火災対策

近年、橋梁等の改修工事において剥離剤として使用していた有機溶剤等による火災災害が頻発しており、特に、昨年11月には、高速道路の高架橋塗装塗替え工事において、多数の死傷者が発生し、高速道路が一時通行止めとなる重大な火災災害が発生したことから、事業者は、引火性、可燃性等のある物を取扱う際の換気等の実施、危険物等がある場所における火気等の使用禁止等の措置を適切に講じること。

## (4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

荷役作業中の災害を防止するためには、荷主等の立場となる事業者（以下「荷主等」という。）の協力も必要となることから、厚生労働省は、製造業等の荷主等を対象として安全設備の設置等について、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号）に基づく荷主等による取組の必要性を説明し、同取組の促進を図る。

このため、荷主等は、上記取組を実施する等により、建設工事の現場等における荷役災害防止対策を適切に講じること。

## (5) 伐木作業等の安全対策

本年8月に施行されるチェーンソーによる伐木等作業における特別教育に係る安衛則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号）及び本年1月31日付けで改正した「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発第1207第3号、令和2年1月31日付け基発0131第1号改正）について、厚生労働省は、全国安全週間準備期間中（本年6月）に開催される建設業等を対象とした集団指導や事業者団体による安全大会等の機会を活用して改正内容の周知を図るとともに、令和2年度委託事業により、安全衛生推進者等を対象に、伐木等作業の安全対策の理解を深めるための安全対策講習会を全国7会場で開催する。

このため、事業者は、集団指導、安全対策講習会等への参加に留意するとともに、伐木作業等における安全対策を適切に講じること。

## (6) 転倒災害の防止

転倒災害は業種問わず最も多い災害の型であるため、事業者は、「今後の転倒災害防止対策の推進について」（令和元年6月17日付け基安発0617第1号）に基づき、「STOP！転倒災害プロジェクト」（同通達別添）に定める措置を適切に講じること。特に、転倒災害の特徴として、①高年齢労働者が多く被災する、②降雪地帯で冬季に多く発生するといったことが挙げられることに留意するとともに、降雪が多い地域においては、降雪等が本格化する前に、冬季に向けた転倒災害防止対策について事前に準備を進めること。

なお、転倒災害防止用の視聴覚教材を厚生労働省ホームページに公開しているため、事業者は、安全衛生教育を実施する機会等に活用すること。



(7) 交通労働災害防止対策

事業者は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号、平成 30 年 6 月 1 日最終改正）に基づく措置を適切に講じること。

とりわけ、建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者と協力すること。

(8) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保

厚生労働省は、建設工事の現場等において、交通誘導等に従事する警備業等の労働者が死傷する労働災害が発生していることを踏まえ、令和元年度に作成した警備業の未熟練労働者への安全衛生教育に活用できるマニュアルについて周知する。

事業者は、建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、同マニュアルを活用すること。

(9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

建設業における労働災害の被災者の約 9 割は、店社で規模が 30 人未満のものに所属していることを踏まえ、厚生労働省は、建災防に対して、中小の建設会社（以下「専門工事業者等」という。）におけるパトロール、視聴覚教材や冊子の作成等の安全衛生活動を支援するための事業への補助を実施する。

専門工事業者等は、上記事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。

(10) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事の安全衛生対策

厚生労働省は、令和 2 年度委託事業により、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県において新規入職者等に対する安全衛生教育及び建設現場に対する専門家の技術指導を行う。

事業者は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る各種工事において、労働災害防止対策を適切に講じること。

(11) 東日本大震災、熊本地震等の復旧・復興工事における労働災害防止対策

厚生労働省は、令和 2 年度委託事業により、東北 3 県及び熊本県において、引き続き、巡回指導等を行う。

東日本大震災、熊本地震等の復旧・復興工事において、重機による災害や墜落・転落災害等が発生していることから、事業者は、当該災害に着目した労働災害防止対策を適切に講じること。

(12) 高年齢労働者等の労働災害の防止

厚生労働省は、高年齢労働者の労働災害防止対策を推進するため、高年齢労働者の安全衛生対策として取組を求める事項について「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号）（以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に取りまとめたところであり、周知を図る。さらに、新設する「エイジフレンドリー補助金」により、働く高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を支援する。

このため、事業者は、各事業場における高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の各事業場の実情に応じて、エイジフレンドリーガイドラインを参照し、厚生労働省、関係団体等による支援も活用して、実施可能なものから積極的に高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組み、職場環境の改善を図ること。

国土交通省から、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」の事務連絡が発出されましたので、お知らせいたします（令和2年4月20日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長事務連絡）。

事 務 連 絡  
令和2年4月20日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大防止対策の徹底について

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。



## 記

### 1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月7日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「3つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

### 2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

#### 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

##### <共通仮設費>

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
  - 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、その後の積算における現場管理费率や一般管理费率による計算の対象外とする。

##### <現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
  - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
  - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理费率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

# 3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。





## ☆令和元年 建設業における署別労働災害発生状況☆ (休業4日以上)

神奈川県労働局 (令和2年4月7日確定)

署年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
元年	84	22 (1)	53	74 (1)	65	114 (1)	58	60 (1)	52 (1)	66 (3)	63	97 (2)	808 (10)
前年	85	21	55 (2)	61	59	100 (2)	55	65 (1)	28 (2)	65 (1)	64 (1)	69 (1)	727 (10)

(注) 1 労働者死傷病報告による。 2 ( )内は、死亡者数で内数である。

## ☆令和元年 死亡災害の概要☆

神奈川県労働局 (令和2年4月7日確定)

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 13時頃	建築工事業 10名～29名	乗用車、バス、バイク 交通事故	解体工事現場に面した道路に駐車したトラックに乗り込もうとしたところ、後方から走行してきた乗用車に追突され、頭部及び胸部を強打したものの。
2	1月 13時頃	建築工事業 ～9名	はしご等 墜落、転落	個人住宅のベランダ改修工事において、地面からベランダに立て掛けられたはしご(脚立を広げたもの)でベランダ部材の取り外し作業を行っていた被災者が墜落したものの。
3	3月 16時頃	建築工事業 ～9名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	防水工事を行うために屋上から脚立を使用して庇に降りる際、または、庇で作業中、7.9メートル下の地面に墜落したものの。
4	7月 14時頃	建築工事業 10名～29名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	工場の屋根に設置されたルーフファン(煙突)を塗装中、スレート屋根を踏み抜いて約1.4メートル下のコンクリ床に墜落したものの。
5	7月 11時頃	土木工事業 10名～29名	地山、岩石 墜落、転落	林道拡幅工事で、林道脇の山林に登り立木を伐倒してチェーンソーを地面に置いた直後、斜面を林道まで約1.4メートル転落したものの。
6	8月 17時頃	土木工事業 100名～299名	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	土地区画整理事業造成工事において、施工管理補助業務に従事していた派遣労働者が、帰宅で利用する最寄り駅構内で倒れているのを発見されたもの。当日は気温が30度を超えており、高温環境下で測量及び巡視作業を行っていた。病院で熱中症の診断を受け、8日後に死亡した。
7	8月 14時頃	建築工事業 ～9名	はしご等 転倒	マンション新築工事におけるバルコニーの型枠解体作業場所で、バルコニー天井の水切目地棒を撤去中、脚立に上がろうと踏み面の1段目に右足をかけた際に踏み外して脚立ごと倒れたもの。
8	9月 15時頃	建築工事業 ～9名	建築物、構築物 崩壊、倒壊	ビルのテナント退去後の原状回復工事で、テナント内のブロック塀(高さ1.8メートル×長さ2.8メートル、推定600キログラム)を倒して取り除くため、当該塀の下部を手工具を使い、はつり作業中、当該塀が作業側面に倒れて下敷きになったもの。
9	5月 0時頃	その他の 建設工事業 10名～29名	階段、栈橋 墜落、転落	朝、社屋の2階事務所に通じる外階段の最上部踊り場の5.5メートル下の地面に倒れていたもの。前日の夜に一人で帰社し、一度施錠して帰宅しかけたが何かの理由で戻った際、状況は不明だが当該踊り場の手すり(高さ1.1メートル)を越えて落ちたと推測される。
10	11月 11時頃	建築工事業 ～9名	はしご等 墜落、転落	個人住宅の雨樋の現状確認(リフォーム工事の見積もり作成前)のため営業職が1階屋根に梯子(脚立を開いたもの)を立てて2階屋根に上がろうとしたところ、梯子が倒れ、地面に墜落したものの。

## ☆令和2年 建設業における署別労働災害発生状況☆ (休業4日以上)

神奈川県労働局 (令和2年3月末日現在)

署年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
2年	10	4	10	16	8	18	7	11	9	8	8	13	122
	(1)								(1)				(2)
前年	15	4	14	11	9	14	9	8	4	11	10	14	123
						(1)				(1)		(1)	(3)

(注) 1 労働者死傷病報告による。 2 ( ) 内は、死亡者数で内数である。

## ☆令和2年 死亡災害発生状況☆

神奈川県労働局 (令和2年3月末日現在)

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (平成31年 ・令和元年)	前年同期 (平成30年)	前々年同期 (平成29年)	平成30年 (確定値)	平成29年 (確定値)	平成28年 (確定値)
製造業			2	2	6	6
建設業	2	3 (1)	2	10 (1)	10 (1)	6 (1)
交通運輸業				1	1	
陸上貨物運送事業		1 (1)		2 (1)	2	5 (1)
港湾荷役業			1	1 (1)	1	
商業			1	1 (1)	4 (2)	3
清掃・と畜業			1	3 (1)	5 (1)	4
その他	2		1	4 (1)	5 (1)	6 (2)
合計	4	4 (2)	8	24 (6)	34 (5)	30 (4)

(注) : 死亡災害把握数は、欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数です。  
( ) は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

## ☆令和2年 死亡災害の概要☆

神奈川県労働局 (令和2年3月末日現在)

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 16時頃	土木工事業 50名~99名 70歳台	基礎工事中用機械 激突され	被災者は自社で杭打機の輸送時仕様への組立の補助に従事。運転手が杭打機のリーダー下部を接地固定させていたジャッキを縮めて接地解除操作をしたところ、長さ約2メートルのリーダー下部が、リーダー本体とのヒンジを支点に大きく揺れた。その瞬間に被災者が何らかの理由で揺れる範囲に立ち入ってきて、リーダー下部に激突されたもの。
2	3月 0時頃	土木工事業 30名~49名 40歳台	開口部 墜落、転落	鉄道トンネルの坑口構造物の上を通る、幅1.5メートルの通路を歩行中、体勢を崩し、約1.3メートル下の線路付近に墜落したもの。

### 支部行事予定

(令和2年5月~令和2年7月)

#### 本部表彰選考委員会

時：5月7日 15:00  
所：建設会館 311  
→書面審議に変更

#### 会計監査

時：5月15日 15:00  
所：専務室

#### 第1回理事会

時：5月21日 15:00  
所：講堂

#### 代議委員会

時：5月27日 15:00  
所：講堂

#### 運営委員会

時：6月11日 15:00  
所：講堂

#### [木建] 会計監査

時：6月16日 15:00  
所：専務室

#### [木建] 正副会長会議

時：6月18日 15:00  
所：建設会館 311

#### [木建] 総会

時：6月25日 15:00  
所：講堂

#### 正副運営委員長・部会長会議

時：7月9日 16:00  
所：1階会議室

#### ①正副支部長・分会長会議

#### ②労働局との情報交換会

#### ③労働局との意見交換会

時：7月16日

① 15:20 ② 16:00 ③ 17:15

所：ロイヤルホールヨコハマ